

沼津市優良建設工事表彰実施要領

(目的)

第1条 この要領は、他の模範となる優良な建設工事を施工した建設業者及び施工管理した技術者を表彰することにより、建設業者の技術の向上と適正な施工を推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事のうち、沼津市が発注したものをいう。
- (2) 建設業者 沼津市に主たる営業所を置く業者であって、かつ、沼津市が発注する建設工事を直接請け負うものをいう。
- (3) 主任技術者等 建設業法第26条の主任技術者又は監理技術者であって、かつ、前号の建設業者に所属するものをいう。

(表彰の対象)

第3条 沼津市優良建設工事表彰（以下「表彰」という。）の対象は、表彰年度の前年度に完成した請負代金の額が500万円以上の建設工事において、契約検査課が完成検査を行い、優れた成績を修めた建設業者及び当該工事を施工管理した主任技術者等とする。

(表彰部門及び基準)

第4条 表彰部門及び基準は次のとおりとする。

- (1) 土木工事、舗装工事、上水道工事、建築工事、電気・機械工事の各部門における成績上位者とし、候補者数は概ね次のとおりとする。
 - ア 土木工事 3社
 - イ 舗装工事 1社
 - ウ 上水道工事（管工事に限る。） 1社
 - エ 建築工事 1社
 - オ 電気・機械工事 1社
- (2) 工事の評定点（工事成績評定基準における工事成績採点表の評定点合計をいう。以下同じ。）が80点以上であること。
- (3) 前年度工事における当該候補者が施工した工事の平均点（当該候補者が表彰の対象となる部門の平均点をいう。以下同じ。）が当該部門の平均点以上であること。
- (4) 前年度工事において、当該候補者が施工した全ての工事の評定点が65点以上であること。
- (5) 表彰の対象となる工事の施工に関して事故又は関係住民との紛争が無いこと。
- (6) 表彰年度の3年前の年度開始日以降において、沼津市から指名停止処分を受け、又は不正行為を行っていないこと。
- (7) 経営の状態が不良であると認められないこと。
- (8) 主任技術者等の場合は、表彰時において、対象工事を施工した建設業者に所属していること。

(9) その他被表彰者として適当と認められるものであること。

(審査委員会)

第5条 表彰に関する審査を行うため、沼津市優良建設工事表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については、沼津市建設業者指名委員会要綱（昭和44年沼津市訓令甲第8号）第1条から第3条までの規定を準用する。

(選考方法)

第6条 契約検査課長は、工事担当課長と協議のうえ、候補者を委員会に推薦するものとする。

2 委員会は、前項の規定により推薦された候補者について審査するものとする。

3 市長は、前項の審査により被表彰者として適当と認められたものを表彰するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年度行うものとし、その期日は、市長が別に定める。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成17年5月18日から施行する。

付 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、令和2年5月1日から施行する。

付 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。